

# 資料編

## 1 市民アンケート調査について

### I あなたご自身について

問1 あなたの性別についてお答えください。(どちらかに○)

- 1 男性      2 女性

問2 あなたの年齢についてお答えください。(ひとつだけ○)

- 1 18歳～20歳代      2 30歳代      3 40歳代      4 50歳代  
5 60歳代      6 70歳代      7 80歳代以上

問3 あなたのお住まいの地区についてお答えください。(ひとつだけ○)

- 1 園部地区      2 八木地区      3 日吉地区      4 美山地区

問4 あなたの現在の地区における居住年数についてお答えください。

(ひとつだけ○)

- 1 5年未満      2 5～10年未満      3 10～15年未満  
4 15～20年未満      5 20年以上

問5 あなたの職業についてお答えください。(ひとつだけ○)

- 1 会社員      2 公務員      3 経営者・役員      4 自営業  
5 農林業      6 パート、アルバイト      7 専業主婦      8 学生  
9 無職(年金等生活者含む)  
10 その他( )

問6 あなたの家族構成についてお答えください。(ひとつだけ○)

- 1 ひとり世帯      2 夫婦のみの世帯      3 2世代の世帯(親と子、兄弟含む)  
4 3世代以上の世帯(親と子と孫)      5 兄弟や親戚と同居  
6 その他( )

### II 「地域」との関わりについて

問7 日常生活上、「地域で助け合う」ということを意識した場合、あなたの考える「地域」の範囲をお答えください。(ひとつだけ○)

- 1 南丹市全体      2 中学校区(旧町)      3 小学校区(ブロック)  
4 区、自治会      5 隣近所      6 わからない

問8 あなたは、今住んでいる地域に、今後も住み続けたいですか。(ひとつだけ○)

- 1 ずっと住み続けたい  
2 引っ越したい  
3 わからない  
4 その他( )

**(問8で「1」を選んだ方にお聞きします)**

**問9 住み続けたい理由は何ですか。(ひとつだけ○)**

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 1 生まれ育ったまちだから    | 2 親・兄弟など家族がいるから |
| 3 地域の人と親しくしているから | 4 自然や環境が良いから    |
| 5 安心して住めるから      | 6 その他( )        |

**(問8で「2」を選んだ方にお聞きします)**

**問10 引っ越したい理由は何ですか。(○は3つまで)**

- 1 近所の人間関係がよくないから
- 2 買い物等生活に不便だから
- 3 通勤・通学に不便だから
- 4 健康・医療サービスが整っていないから
- 5 高齢者や障がい者などへのサービスが充実していないから
- 6 防災・防火対策が遅れているから
- 7 商売や事業に不利だから
- 8 子育てや子どもの教育環境が整っていないから
- 9 文化・スポーツなどのサービスが整っていないから
- 10 段差解消など、高齢者や障がい者にやさしいまちづくりになっていないから
- 11 ふるさとに帰りたいから
- 12 自然が少ないから
- 13 家賃が高いから
- 14 その他( )

**問11 あなたは、ふだん隣近所とどの程度の付き合いをされていますか。(ひとつだけ○)**

- 1 家族ぐるみで付き合っている
- 2 困っているときに、相談したり助け合ったりする
- 3 自治会などの行事・会議に行く程度
- 4 会えばあいさつする程度
- 5 近所づきあいはほとんどない

**問12 あなたは、毎日の暮らしの中で、どのようなことに不安を感じるがありますか。**

**(あてはまるものすべてに○)**

- |               |                |
|---------------|----------------|
| 1 自分の健康に関すること | 2 介護に関すること     |
| 3 仕事に関すること    | 4 近所の人との関係について |
| 5 収入・家計に関すること | 6 育児・子育てに関すること |
| 7 家族間の問題      | 8 特にない         |
| 9 その他( )      |                |

**問13 あなたは困った時、誰に、又はどこに相談しますか。(あてはまるものすべてに○)**

- |              |                  |            |       |        |
|--------------|------------------|------------|-------|--------|
| 1 家族         | 2 親戚             | 3 知人・友人    | 4 隣近所 | 5 区の役員 |
| 6 民生児童委員     | 7 社会福祉協議会のふれあい委員 |            |       |        |
| 8 保育所・幼稚園、学校 | 9 病院の医師・看護師      | 10 市役所     |       |        |
| 11 社会福祉協議会   | 12 地域包括支援センター    | 13 相談していない |       |        |
| 14 その他( )    |                  |            |       |        |

(問 13 で「13」を選んだ方にお聞きします)

問 14 なぜ相談していないのですか。(ひとつだけ○)

- 1 他人に頼らず、自分で解決したい
- 2 信頼できる、相談できる人がいない
- 3 顔見知りの人に相談するのは気まずい
- 4 なんとなく相談しづらい
- 5 どこに相談したらいいのかわからない
- 6 今までに困ったことがない
- 7 他人とかかわりたくない
- 8 その他 ( )

### Ⅲ 地域活動、ボランティア活動について

問 15 あなたは、現在、自治会や老人クラブ、婦人会、PTAなどの地域活動をしていま  
すか。(ひとつだけ○)

- 1 現在、活動している
- 2 活動したことはないが、今後は活動したい
- 3 過去に活動したことはあるが、現在は活動していない
- 4 活動したことがなく、今後も活動したいとは思わない

(問 15 で「1」「2」を選んだ方にお聞きします)

問 16 あなたは、地域活動にどのような目的で参加されていますか、または参加したいで  
すか。(ひとつだけ○)

- 1 隣近所とのふれあいを求めて
- 2 支え合いの町づくりをめざして
- 3 役回りなどで仕方なく
- 4 自分自身の勉強や意識の向上
- 5 仲間づくり
- 6 ただなんとなく
- 7 その他 ( )

(問 15 で「3」「4」を選んだ方にお聞きします)

問 17 あなたは、現在、活動していない理由は何ですか。(○は3つまで)

- 1 忙しくて時間がないから
- 2 役回りが終わったから
- 3 勤務の都合で地域とかかわることができない
- 4 体調がすぐれない
- 5 必要性を感じない
- 6 付き合いがわずらわしいから
- 7 家族の理解がない
- 8 参加方法がわからない
- 9 知り合いがいない
- 10 その他 ( )

**問 18 あなたは、ボランティア活動に参加されたことはありますか。(ひとつだけ○)**

- 1 参加している
- 2 以前に参加したことがあるが、現在は参加していない
- 3 参加したことはないが、今後参加したい
- 4 参加したことがなく、今後も参加したいとは思わない
- 5 その他 ( )

**(問 18 で「1」「2」を選んだ方にお聞きします)**

**問 19 あなたは、どのようなボランティア活動をしていますか、または活動をしてきましたか。(○は主なものを3つまで)**

- 1 高齢者を支援する活動(家事援助、話し相手、見守り・声かけ、外出付き添いなど)
- 2 子育てを支援する活動(子育てサロン、児童の一時預かりなど)
- 3 障がい者を支援する活動(手話、点字、要約筆記、軽介助、外出付き添いなど)
- 4 母子・父子家庭を支援する活動
- 5 児童・青少年の健全育成の活動(子ども会の援助・指導、レクリエーション指導など)
- 6 健康づくりに関する活動
- 7 自然や環境を守るための活動(道路・公園などの清掃、美化活動、リサイクルなど)
- 8 地域の安全を守る活動(防犯パトロール、子どもの見守りなど)
- 9 災害時の支援などの活動(物資の寄付、復興支援、災害弱者の見守りなど)
- 10 まちづくりのための活動(都市と農村の交流、村おこし・地域おこしの活動など)
- 11 スポーツ・文化・芸術に関係した活動(スポーツ教室の指導、伝統文化の継承と普及など)
- 12 国際交流に関する活動(通訳、難民救援、海外への食料支援、留学生支援など)
- 13 その他 ( )

**(問 18 で「1」「2」を選んだ方にお聞きします)**

**問 20 どのような理由で参加してきましたか。(○は3つまで)**

- 1 自分自身の向上になるから
- 2 支え合いのあるまちをつくるため
- 3 活動自体が楽しいから
- 4 仲間が増えるから
- 5 生きがいを感じられるから
- 6 福祉に関心があるから
- 7 学校での授業や会社での奉仕活動のため
- 8 まわりの人がやっているから
- 9 人の役に立ちたいから
- 10 その他 ( )

**(問 18 で「1」「2」「3」を選んだ方にお聞きします)**

**問 21 あなたは、今後どのようなボランティア活動に参加したいですか。(○は3つまで)**

- 1 高齢者を支援する活動(家事援助、話し相手、見守り・声かけ、外出付き添いなど)
- 2 子育てを支援する活動(子育てサロン、児童の一時預かりなど)
- 3 障がい者を支援する活動(手話、点字、要約筆記、軽介助、外出付き添いなど)
- 4 母子・父子家庭を支援する活動
- 5 児童・青少年の健全育成の活動(子ども会の援助・指導、レクリエーション指導など)

- 6 健康づくりに関する活動
- 7 自然や環境を守るための活動（道路・公園などの清掃、美化活動、リサイクルなど）
- 8 地域の安全を守る活動（防犯パトロール、子どもの見守りなど）
- 9 災害時の支援などの活動（物資の寄付、復興支援、災害弱者の見守りなど）
- 10 まちづくりのための活動（都市と農村の交流、村おこし・地域おこしの活動など）
- 11 スポーツ・文化・芸術に関係した活動（スポーツ教室の指導、伝統文化の継承と普及など）
- 12 国際交流に関する活動（通訳、難民救援、海外への食料支援、留学生支援など）
- 13 その他（ ）

**問 22 どのような条件を整えば、ボランティア活動に参加しやすくなると思いますか。**  
**（〇は3つまで）**

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| 1 時間にゆとりがあること   | 2 経済的にゆとりがあること   |
| 3 自分が健康であること    | 4 友人や仲間と一緒にできること |
| 5 趣味や特技が活かされること |                  |
| 6 その他（ ）        |                  |

**問 23 ボランティア活動を発展させるために、どのような基盤整備や活動が必要だと思いますか。（〇は3つまで）**

- |                 |               |
|-----------------|---------------|
| 1 ボランティア養成講座の充実 | 2 専門的な職員の配置   |
| 3 財政的な支援の充実     | 4 広報・啓発の充実    |
| 5 活動拠点の確保       | 6 学校での福祉教育の充実 |
| 7 その他（ ）        |               |

#### **IV 福祉施策について**

**問 24 南丹市にはさまざまな福祉サービスや専門の職種、機関等があります。（1）から（5）のサービスやしくみをご存知ですか。また、ご自身やご家族の方は利用されたことがありますか。（ひとつだけ〇）**

**（1）民生児童委員について**

※ 厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ福祉サービスにつなぐほか、見守りや声かけなど必要な支援を行い、社会福祉の増進に努める活動を行っています。

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 1 相談したことがある       | 2 知っているが相談したことはない |
| 3 知らないが、今後相談してみたい | 4 知らない            |

**（2）ふれあい委員について**

※ 社会福祉協議会から委嘱され、自治会や区ごとに設置されています。地域での見守りや声かけ、サロン活動の支援、地域での困りごとや生活の課題を抱えている方があれば、公的機関や民生児童委員へつなぐなどの地域福祉活動を行っています。

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 1 相談したことがある       | 2 知っているが相談したことはない |
| 3 知らないが、今後相談してみたい | 4 知らない            |

## (3) 社会福祉協議会について

※ 地域住民が主体となって、関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動をおこなっています。たとえば、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、地域福祉の推進に取り組んでいます。

- 1 活動内容を知っている      2 名前は知っている      3 知らない

## (4) 地域包括支援センターについて

※ 高齢者の方が住みなれた地域で安心して暮らせるように、総合的な相談支援窓口として介護、福祉、健康、医療など様々な面から保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となり、介護予防に関するマネジメントや高齢者への支援を行っています。

- 1 相談したことがある      2 知っているが相談したことはない  
3 知らないが、今後相談してみたい      4 知らない

## (5) 福祉サービスについて

## 1 介護保険サービス

※ 要介護・要支援の認定を受けた方が利用できるサービスです。訪問介護、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所、福祉用具、住宅改修などの在宅でのサービスや、介護保険施設の入所などのサービスがあります。

- ア 利用したことがある      イ 知っているが、利用したことはない  
ウ 知らない

## 2 高齢者福祉サービス

※ 「食」の自立支援サービス、生きがい活動支援通所、軽度生活援助サービスなどの介護予防サービスや、外出支援サービス、軽度生活援助サービス、訪問理美容サービス、日常生活用具の給付、緊急通報装置の設置などのサービスがあります。

- ア 利用したことがある      イ 知っているが、利用したことはない  
ウ 知らない

## 3 障がい児・者福祉サービス

※ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けられた方で、それぞれに利用できるサービスは異なりますが、医療費の助成、補装具や日常生活用具の給付、ホームヘルプサービス、短期入所、ガイドヘルパーの派遣、療育事業や放課後等デイサービスなどのサービスがあります。また、地域の地域活動支援センターも利用いただけます。

- ア 利用したことがある      イ 知っているが、利用したことはない  
ウ 知らない

## 4 児童福祉サービス

※ ファミリーサポート事業、放課後児童クラブ、保育所(延長保育、一時保育)、子育てサポート派遣、医療費の助成などのサービスがあります。

- ア 利用したことがある      イ 知っているが、利用したことはない  
ウ 知らない

## 問 25 福祉サービスに関する情報が入ってきますか。(ひとつだけ○)

- 1 入ってくる      2 あまり入ってこない  
3 入ってこない      4 わからない

## 問 26 あなたは、福祉サービスに関する情報を主にどこから入手していますか。

(○は3つまで)

- 1 市役所の窓口や広報紙・お知らせ      2 地域包括支援センター  
3 子育て支援センター      4 社会福祉協議会  
5 民生児童委員      6 社会福祉協議会のふれあい委員

- |                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| 7 ボランティア             | 8 ケアマネジャーやホームヘルパー |
| 9 近所、知り合い            | 10 新聞、テレビ、ラジオ     |
| 11 インターネット           | 12 情報を得る必要がない     |
| 13 どこから入手したらよいかわからない |                   |
| 14 その他 (             | )                 |

## V 身近な地域の課題について

問 27 あなたは、身近な生活の中で、何が課題だとお感じですか。

(〇は3つまで)

- 1 道路交通網の整備
  - 2 買い物の利便性
  - 3 公共交通の利便性
  - 4 子どもの安全対策と子育て支援
  - 5 住民同士の交流やつながり
  - 6 障がい者や高齢者等の移動手段
  - 7 防犯・防災など地域の安全
  - 8 地域の担い手
  - 9 ひとり暮らし高齢者等の支援
  - 10 医療環境
  - 11 教育環境
  - 12 その他 (
- )

## VI 地域で取り組むべき課題について

問 28 あなたは、身近な地域で住民が取り組むべき課題や問題はなにだとお感じですか。

(〇は3つまで)

- 1 青少年の健全育成
  - 2 母子家庭や父子家庭の子育て支援
  - 3 共働き家庭の子育て支援
  - 4 乳幼児期の子育て支援
  - 5 高齢者の社会参加や生きがいづくり、居場所づくり
  - 6 障がいのある人の社会参加や生きがいづくり、居場所づくり
  - 7 高齢者世帯の生活支援
  - 8 単身世帯への配慮
  - 9 障がいのある人への生活支援
  - 10 子どもや高齢者、障がいのある人などへの虐待対策
  - 11 生活習慣病予防など健康づくりへの取り組み
  - 12 防犯や防災など地域の安全を守ること
  - 13 その他 (
  - 14 特になし
- )

**問 29 あなたは、地域において手助けが必要な人に対して、どう対処すべきだとお感じですか。(〇は3つまで)**

- 1 日頃から近所の住民が声をかけるべき
- 2 災害のときなどは近所の住民がいち早く救助にかけつけるべき
- 3 犯罪に巻き込まれないよう、近所の住民が注意すべき
- 4 個人では難しいが、地域のボランティアなどで対応すべき
- 5 区・自治会や民生児童委員など、地域の組織に任せるべき
- 6 市などの行政機関に任せるべき
- 7 本人(家族)のプライバシーがあり、他人が口出しすべきではない
- 8 基本的に家族で解決すべきことであり、地域は関係ない
- 9 その他( )
- 10 わからない

## **Ⅶ これからの南丹市の福祉のまちづくりについて**

**問 30 あなたは、今後、南丹市で福祉のまちづくりを進めるためには、なにが必要だと思いますか。(〇は3つまで)**

- |                         |                      |
|-------------------------|----------------------|
| 1 相談支援体制の整備             | 2 社会福祉施設での地域住民との交流   |
| 3 わかりやすい福祉情報の提供         | 4 地域内の福祉サービスのネットワーク化 |
| 5 在宅サービスの充実             | 6 保健・医療・福祉の連携        |
| 7 福祉教育の充実               | 8 緊急時の防災・安全対策        |
| 9 ボランティア・地域活動による生きがいづくり |                      |
| 10 ボランティアの養成            | 11 地域住民との交流          |
| 12 心と体の健康づくり            | 13 市の福祉の予算の増額を図ること   |
| 14 だれにでも使いやすい施設、まちづくり   |                      |
| 15 わからない                |                      |
| 16 その他( )               |                      |

**問 31 あなたは、福祉のまちづくりに向けた、行政と地域住民の関係については、どうあるべきだと思いますか。(〇は3つまで)**

- 1 福祉への責任は行政にあり、住民は特に協力することはない
- 2 行政だけで解決できない問題については、住民同士が協力して取り組むべきである
- 3 福祉の問題についても、行政と住民が協働して、取り組むべきである
- 4 家庭や地域での助け合いが基本で、できない場合に行政が取り組むべきである
- 5 わからない
- 6 その他( )

**問 32 誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていくためのご意見、ご提言などありましたら、ご自由に記入してください。**



## 2 団体アンケート調査について

問1 貴グループ・団体が活動を始めた（設立された）きっかけ、いきさつは何ですか。

（あてはまるものすべてに○）

- 1 地域の構成員が集まって
- 2 職場の仲間が集まって
- 3 同級生や卒業生が集まって
- 4 生涯学習講座の受講生や卒業生が集まって
- 5 同じ店や施設の利用者などが集まって
- 6 友人や知人などが集まって
- 7 目的を同じくする有志が集まって
- 8 子育て仲間が集まって
- 9 自治会や地域の呼びかけによって
- 10 社会福祉協議会の呼びかけによって
- 11 行政の働きかけによって
- 12 その他（ ）

問2 貴グループ・団体で取り組んでいる地域活動の分野をお答えください。

（あてはまるもののうち、特に力を入れている活動3つ以内で○）

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1 高齢者支援        | 2 障がい者支援       |
| 3 子育て支援・母子父子福祉 | 4 健康づくり・医療     |
| 5 青少年育成・支援     | 6 趣味・生涯学習、スポーツ |
| 7 清掃・美化、エコ活動   | 8 地域おこし・まちづくり  |
| 9 男女共同参画・人権問題  | 10 国際交流・国際協力   |
| 11 その他（ ）      |                |

問3 貴グループ・団体の活動地域（範囲）は、次のうちどれにあたりますか。

（ひとつだけ○）

- |          |              |
|----------|--------------|
| 1 小学校区   | 2 南丹市の旧町     |
| 3 南丹市全域  | 4 南丹市と隣接市町など |
| 5 京都府内全域 | 6 その他（ ）     |

問4 貴グループ・団体が地域活動を行ううえで、課題となっていることは何ですか。

（あてはまるものすべてに○）

- 1 人材の確保が難しい。
- 2 支援を必要とする人の情報が得にくい。
- 3 市民に情報発信する場や機会が乏しい。
- 4 外部からの問い合わせや相談をいつでも受けられる体制がない。
- 5 メンバーが高齢化している。
- 6 地域コミュニティが希薄化している。
- 7 メンバーが仕事などで忙しく、活動できにくい。
- 8 リーダー（後継者）が育たない。
- 9 行政依存の意識がなかなか抜けない。



### 3 計画の策定経過

開催日	会議名	内容
平成24年6月1日	第1回地域福祉計画推進委員会	1. 委嘱状の交付 2. 南丹市地域福祉計画の策定について諮問 3. 第1期計画の進捗状況と成果と課題 4. 第2期計画の策定方針について 5. 策定スケジュールについて
平成24年6月13日	第1回作業部会	1. 作業部会の設置について 2. 市民アンケート調査、団体アンケート調査の実施について 3. 市民ワークショップの開催について 4. 今後のスケジュールについて
平成24年7月4日	第2回作業部会	1. 市民アンケート調査、団体アンケート調査の内容確認について 2. なんとん地域福祉懇談会「市民ワークショップ」について
平成24年7月30日 ～8月31日	市民アンケート調査の実施	18歳以上の市民2,000人を対象に実施（郵送調査方法） 回収数856件、回収率42.8%
平成24年7月30日 ～8月31日	団体アンケート調査の実施	障がい児・者、高齢者、子育てサークル、ボランティアの126団体を対象に実施（郵送調査方法） 回収数97件、回収率77.0%
平成24年8月18日	なんとん地域福祉懇談会「市民ワークショップ」の開催【日吉町】	地域の現状と課題を出し合い、地域で何ができるかアイデアを出し合いました。 （参加者36名）
平成24年8月26日	なんとん地域福祉懇談会「市民ワークショップ」の開催【美山町】	地域の現状と課題を出し合い、地域で何ができるかアイデアを出し合いました。 （参加者52名）
平成24年9月1日	なんとん地域福祉懇談会「市民ワークショップ」の開催【園部町】	地域の現状と課題を出し合い、地域で何ができるかアイデアを出し合いました。 （参加者58名）
平成24年9月1日	なんとん地域福祉懇談会「市民ワークショップ」の開催【八木町】	地域の現状と課題を出し合い、地域で何ができるかアイデアを出し合いました。 （参加者72名）
平成24年11月13日	第3回作業部会	1. 市民ワークショップの集計・分析結果と課題の抽出について 2. 市民アンケート、団体アンケート調査の集計・分析結果について 3. 第1期計画の進捗状況、課題と評価 4. 第2期計画の組み立て（目次）

開催日	会議名	内容
平成24年11月27日	第4回作業部会	計画の基本理念、基本目標、施策の展開にかかる地域の課題について意見を出し合う。
平成24年12月14日	第5回作業部会	1. 計画素案について 2. 基本理念・基本組織・施策の展開について
平成24年12月19日	第2回地域福祉計画推進委員会	1. 計画素案について 2. 基本理念・基本組織・施策の展開について
平成25年1月25日 ～2月15日	パブリックコメントの実施	お知らせなんたん及び市ホームページで募集
平成25年2月19日	第6回作業部会	1. パブリック・コメントの結果について 2. 計画（案）にかかる内容検討について
平成25年2月26日	第3回地域福祉計画推進委員会	1. パブリック・コメントの結果報告について 2. 計画案について
平成25年3月15日	第4回地域福祉計画推進委員会	1. 計画最終案について
平成25年3月22日	市長に答申	

# ○南丹市地域福祉計画推進委員会設置要綱

平成20年5月14日  
告示第157号

## (設置)

第1条 南丹市地域福祉計画の推進を図るため、南丹市地域福祉計画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第2条 推進委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 南丹市地域福祉計画の進捗状況の把握
- (2) 南丹市地域福祉計画推進のための方策の検討に関すること。
- (3) 南丹市地域福祉計画の見直しに関すること。
- (4) その他地域福祉の推進に必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 推進委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民組織代表者
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 警察消防関係者
- (5) 行政関係職員
- (6) その他市長が必要と認める者

3 推進委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員のうちから互選する。

4 委員長は推進委員会を統括し、会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

## (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は前任者の残任期間とする。

## (会議)

第5条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 推進委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

## (庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、福祉事務所において行う。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

## 南丹市地域福祉計画推進委員会委員名簿

自：平成23年4月1日  
 （一部委嘱替え 自：平成24年4月1日）  
 至：平成25年3月31日

番号	選出先	氏名	所属	備考
1	学識経験者	岡崎 祐司	佛教大学社会福祉学部教授	委員長
2	学識経験者	佐野 求	船井医師会会長	
3	市民組織代表者	天池 克之	園部町区長会 元桐ブロック長	
4	市民組織代表者	上仲 康嗣	八木町区長会連絡協議会副会長	
5	市民組織代表者	井尻 勇	日吉町地域自治振興会副会長	
6	市民組織代表者	武田 修	美山町地域振興会連絡協議会会長	
7	市民組織代表者	谷 義治	南丹市老人クラブ連合会副会長	
8	市民組織代表者	吉野 隆	南丹市身体障害者福祉会会長	
9	市民組織代表者	西田 カツ工	精神保健福祉推進家族会委員	
10	市民組織代表者	林 克美	口丹心身障害児者父母の会連合会 会長代理	
11	市民組織代表者	海藻 すみ子	南丹市ボランティア委員	
12	社会福祉関係者	船越 重雄	南丹市民生児童委員協議会会長	
13	社会福祉関係者	下司 文一	南丹市民生児童委員協議会副会長	
14	社会福祉関係者	木村 明美	南丹市民生児童委員協議会副会長	
15	社会福祉関係者	樋口 三千男	南丹市民生児童委員協議会副会長	
16	社会福祉関係者	田中 博	南丹市社会福祉協議会会長	副委員長
17	社会福祉関係者	川勝 多嘉志	南丹市社会福祉協議会副会長	
18	警察消防関係者	河田 明	京都府南丹警察署生活安全課 生活安全係長	
19	警察消防関係者	畑中 克彦	京都中部広域消防組合 園部消防署副署長兼予防課長	
20	警察消防関係者	野々口 志朗	南丹市消防団副団長	
21	行政関係職員	坂本 智明	京都府南丹保健所福祉室長	
22	行政関係職員	山内 晴貴	南丹市市民福祉部長	
23	市長が必要と認める者	山下 澄雄	南丹市議会厚生常任委員会委員	
24	市長が必要と認める者	齋藤 厚	南丹市小学校長会（南丹市立鶴ヶ岡小学校長）	
25	市長が必要と認める者	森 昭夫	財南丹市福祉シルバー人材センター事務局長	

## 4 用語の説明

### あ 行

#### ◆悪質商法 56・76ページ

一般消費者を対象に、組織的・反復的に敢行される商取引であって、その商法自体に違法または不当な手段・方法が組み込まれた商法をいいます。

#### ◆NPO 1・2・61・63・64・66・67・68・71・80・81・87・88ページ

non-profit organizationの略で、民間非営利組織などと訳され、自主的・自発的な社会活動を行うことを意味します。平成10年3月に成立した「特定非営利活動促進法（NPO法）」は、宗教や政治活動を主な目的としないという前提で、公益のために活動することをNPO法人の要件としています。

### か 行

#### ◆協働 1・2・3・4・6・25・40・54・56・63・65・66・71・79・87・88ページ

住民や地域団体、行政等が相互の自主性・主体性を尊重し、相互理解と役割・責任分担のもとに、共通の目的・目標に向かい連携・協力し、相乗効果を上げていくことをいいます。課題に対する共感と行為に対する主体性を前提としています。また、「共同」は二人以上の人と一緒にする（使う）ことをいい、「協同」は協力して同じ活動をするをいいます。

#### ◆ケアマネジメント 72ページ

利用者の必要とするケアを調整する機能を果たす援助で、利用者が社会生活を行う上でのさまざまなニーズに対応して、適切な社会資源と結びつけることをいいます。社会資源は、家族、親戚、友人、知人、近隣、ボランティア等のインフォーマルな資源と、地域の団体・組織、法人組織、行政、企業などのフォーマルな資源、そして利用者自身の持つ内的資源があるとされます。ケアマネジメントの援助は、①入り口、②アセスメント（心身の状態や問題状況等の把握・理解）、③ケース目標の設定とケアプランの作成、④ケアプランの実施、⑤モニタリング（ケアプランにそって提供されるサービスが利用者のニーズにうまく対応できているかどうか確認し、チェックすること）、⑥再アセスメント、⑦終結といった過程を持っています。

#### ◆限界集落 46ページ

65歳以上の人口比率（高齢化率）が50%を超え、次第に社会的な共同生活の維持が困難となっていく集落のことです。

#### ◆健康寿命 51・63・78ページ

介護等が必要な状態にならず、健康でいられる期間を表す健康指標のことで、平均寿命から病気や重度のけがを負った期間を差し引いたものをいいます。わが国では、厚生労働省が平成12年度から実施した第3次国民健康づくり対策である「健康日本21（21世紀における国民健康づくり運動）」において取り上げられ、広く流布されるようになりました。

**◆高齢者虐待 55・71・80ページ**

高齢者に対する虐待は、身体的なものばかりではなく、言葉の暴力による精神的なものから必要な世話を故意にしない放任なども含みます。平成17年11月9日に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が成立しましたが、これは高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって虐待防止が極めて重要であるということから、虐待を受けた高齢者の保護や養護者の負担の軽減への支援等の措置について定めたものです。

**◆子育てバリアフリー 61ページ**

官庁施設をはじめとする公共施設や公共交通機関、多数の者が利用する建築物、さらに公園、デパート、劇場などを妊婦や乳幼児を連れた人が快適に利用できるよう、託児室や授乳コーナーの設置及び乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレの改修等の取り組みを行うこと。また、民間企業において同様の推進が図られるよう関係業界に対して要請することも含みます。

**◆コミュニティソーシャルワーカー（CSW） 83ページ**

コミュニティソーシャルワークとは、イギリスにおいて提案されたコミュニティに焦点をあてた社会福祉活動・業務の進め方で、地域において、支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりすることをめざすものです。コミュニティソーシャルワーカーとは、このコミュニティソーシャルワークを行う人のことです。

**◆コミュニティビジネス 55・67ページ**

地域や社会には多くの課題があります。地域資源を生かしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むものであり、地域の人材やノウハウ、施設等を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものです。

**◆孤立死 83ページ**

厚生労働省では、社会から「孤立」した結果、死後、長期間放置されるような状態を「孤立死」とし、人の尊厳を傷つけるような孤立死が発生しないようにする必要があるという認識から、孤立死防止の取り組みが始められ、平成20年3月28日には、「高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議（「孤立死」ゼロをめざして）」（議長：高橋紘士 立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授）において、同推進会議報告書が取りまとめられ、公表されました。また、平成21年度からの第4期介護保険事業計画には孤立死防止が盛り込まれるよう指針が出ました。

似たような用語で孤独死がありますが、これは主にひとり暮らしの人が誰にも看取られることなく、当人の住居内等で生活中的突発的な疾病等によって死亡することで、特に発症直後に助けを呼ばずに死亡するケースがこのように呼ばれています。



## さ行

### ◆災害時要援護者 57・60・75・84ページ

要援護者とは、一般的には日常生活を送る上で、何らかの援護を必要とする人をいいますが、最近では、災害時に、自分の生命・安全の確保が困難で、何らかの支援を必要としている人達をさして災害時要援護者ということが多くなっています。この場合は次のような人をいいます。

- ①危険を察知しにくい人・・・危険を知らせる警告が聞こえない、見えないなどの視覚・聴覚障がいのある人など
- ②危険に対して危険と理解・判断しにくい人・・・言葉がわからない外国人、判断力に乏しい精神障がいのある人、乳幼児など
- ③危険に対して適切な行動がとれない人・・・手足が不自由な傷病者・障がいのある人・高齢者・妊婦など

### ◆災害時要援護者避難支援プラン 57・75ページ

災害時に自力で避難することが困難な災害時要援護者（上述）が、すみやかに避難できるように、具体的に避難方法や支援のあり方を定めた計画のことをいいます。

### ◆災害ボランティア 75ページ

主として地震や水害、火山噴火などの災害発生時及び発生後に、被災地において復旧活動や復興活動を行うボランティアのことをいいます。

### ◆サロン 2・46・54・59・60・68・69・70・73・80・86ページ

自宅から歩いていける身近な場所に、誰でも「気軽に」「無理なく」「楽しく」「自由に」集える場をつくり、ふれあいを通して生きがいつくり・仲間づくりの輪を広げる活動が、サロン活動です。介護予防や閉じこもり防止、見守りや安否確認、孤立感や不安・悩みの解消などの効果があります。

### ◆市民後見人 74ページ

成年後見制度の利用においては、親族または弁護士や社会福祉士などの専門職の人が後見人等になることが多いのですが、一般市民の人も研修を経て後見人等として活動できる体制を整えている自治体もあります。こうした後見人等のことを市民後見人と呼んでいます。

### ◆児童虐待 55・61・71・80・83ページ

親または親に代わる保護者により児童に対して加えられた身体的・心理的・性的虐待及びネグレクト（保護の怠慢ないし拒否）等の行為をいいます。児童虐待の増加・顕在化に伴い、平成12年5月に「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」が成立し、11月に施行されました。また、同法は平成16年4月に改正され、その定義が、①保護者以外の同居人による虐待行為も保護者のネグレクトの一類型として含まれること、②児童の目の前でドメスティック・バイオレンス（配偶者や恋人など身近な人から受ける暴力）が行われること等、児童への被害が間接的なものについても含まれること、と見直し拡大されました。児童虐待に関する通告義務も「証拠がなくても虐待を受けたと思われる子どもを見つけた場合」に対象が拡大されるとともに、国や地方公共団体の責務が、児童虐待の予防及び早期発見から児童の自立支援まで、各段階の責務が明記されました。

**◆障がい者虐待 55・71・80ページ**

平成23年6月17日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立し、平成24年10月1日より施行となっています。この法律による「障がい者虐待」は、養護者及び障害者福祉施設従事者等、使用者（雇用主）による障がいのある人への虐待をいうと規定しています。

**◆少子高齢化 1・26・62・63・65ページ**

少子化と高齢化が同時に進行している状況で、出生率の低下により子どもの数が減少すると同時に、平均寿命の延伸により人口全体に占める子どもの割合が低下し、一方、65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）が上昇することをいいます。

**◆消費者被害 75ページ**

全国的に高齢者の消費者被害は増加を続けています。高齢者は「お金」「健康」「孤独」の3つの大きな不安を持っていると言われ、悪質業者は言葉巧みにこれらの不安をあおり、親切にして信用させ、年金・貯蓄などの大切な財産を狙います。また、高齢者は自宅にいたることが多いため、訪問販売や電話勧誘販売による被害にあいやすいのも特徴です。

**◆食育 51・61ページ**

国民一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や、食に関するさまざまな知識と食を選択する判断力を楽しく身につけるための学習等の取り組みをいいます。

**◆スキルアップ 56ページ**

経験や知識、技術などを向上させることをいいます。

**◆生活支援戦略 25ページ**

平成25年～31年の7か年を対象期間とした、生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しを計画的に進めるための中期プランで、平成24年7月5日に中間報告が、同年9月28日に「生活支援戦略に関する主な論点（案）」が発表されています。この案では、生活困窮者の(1)社会参加と自立の促進、(2)「貧困の連鎖」の防止、(3)生活保護給付の適正化、(4)自治体業務の軽減が掲げられています。

**◆生活習慣病 37・38・51・63・78ページ**

食生活や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に大きく関与する慢性の病気のこと、高血圧、脳卒中、心臓病、糖尿病、脂質異常症、悪性新生物などの他、肥満など他の生活習慣病の要因となる生活習慣病があります。それまでは加齢に着目して行政用語として用いられてきた「成人病」を、生活習慣という要素に着目して捉え直し、平成8年に「生活習慣病」という名称を用いるようになりました。

**◆成年後見制度 74ページ**

認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力の不十分な人を保護するためにできた制度で、契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に、それを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を不利益から守ります。平成11年12月の法改正により、禁治産、準禁治産制度から、各人に多様な判断能力及び保護の必要性の程度に応じた柔軟かつ弾力的な措置を可能とする補助・保佐・後見の制度に改められ、平成12年4月に施行されています。

## た 行

### ◆第三者評価 55・73ページ

第三者評価は、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価することをいいます。

### ◆団塊ジュニア 52ページ

団塊の世代は、第2次大戦後の昭和22年～24年生まれのベビーブーム世代のことをいいます。堺屋太一氏が昭和51年に発表した小説『団塊の世代』に由来しています。団塊の世代は約800万人おり、平成14年～16年の出生数約340万人に比べても、人口構成上突出した世代となっています。この世代がすべて高齢者になる平成27年までは高齢者人口が急増することから、「2015年問題」と呼ぶこともあります。

この団塊の世代の子どもたちのことを団塊ジュニアといい、通常1970年代前半に生まれた子どもたちをさします。

### ◆地域の福祉力 2ページ

地域の課題への気づきとともに、相互支援力や問題解決力を高める（学習・参加）、それらを可能とする仕組みを作り出す、人権意識を高める、生活上必要な社会資源を作り出すなどの力をいいます。

### ◆テーマ型 41ページ

ボランティア団体やNPO、当事者団体あるいは子育てサークル等が、同じ目的等によって集まり、地域を越えて活動する場合をいいます。

### ◆DV（ドメスティック・バイオレンス） 61ページ

domestic violenceの略で、一般的には夫婦や恋人など親密な関係にある、またはそういう関係にあった男女間において、主に男性から女性への暴力という意味で使われています。単に殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、威嚇や無視、行動の制限などの心理的な苦痛を与えることの精神的暴力、望まない性的な行為の強要などの性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的に圧迫する行為も含まれます。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が平成13年4月に成立し、平成14年4月から完全実施されています。近年では、結婚していない男女間での身体、言葉、態度による暴力のことをデートDVといっています。

## な 行

### ◆内部障害 18・78ページ

身体障害者福祉法に定められた身体障害のうち、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の7つの障害の総称です。

### ◆認知症 46・51・55・57・63・65・74・80ページ

脳の広範な器質的障害により、獲得されている機能が低下していくもので、「アルツハイマー型認知症」や脳血管障害による「脳血管性認知症」などがあります。高齢者に限らず、若年性の認知

症もあります。平成16年の「痴呆」の呼称変更により、「痴呆性高齢者」にかわって、「認知症高齢者」の名称になっています。

## は行

### ◆パブリックコメント 9ページ

行政が施策などについて意思決定を行う前や計画策定に際し、意思決定に反映させたり、計画策定の参考にすることを目的として、広く住民からの意見を集めることをいいます。意見募集はホームページへの掲載や担当課窓口、主要施設での閲覧などにより行います。

### ◆バリアフリー 48・77ページ

公共の建物や道路、個人の住宅等において、障がいのある人や高齢者をはじめ誰もが安心して利用できるように配慮した生活空間のあり方のことです。具体的には車いすでも通ることができるように道路や廊下の幅を広げたり、段差を解消したり、手すりを設置したりすることをいいます。また、物理的な障壁だけではなく、社会参加への障壁の排除等心理的、制度的な意味でも用いられます。また、情報のバリアフリー化とは、視覚や聴覚に障がいのある人でも支障なく情報通信を利用できるようにすることをいいます。

### ◆福祉コミュニティ 6・83ページ

地域福祉活動の目標として広く用いられるようになってきた概念で、援護や介護の必要な高齢者や障がいのある人や児童、その家族、ひとり親家庭などをコミュニティづくりの主体とし、彼らの個別的、共通的要求の組織化を重視するとともに、地域生活を支えるようなコミュニティをさします。

### ◆防災マップ 57ページ

災害（による被害）を軽減するため、居住市町村（あるいはそれより小さい単位）の災害危険性を正しく理解できるように、地形や災害、防災に関する情報などを地図上に加工したものをいいます。

## や行

### ◆ユニバーサルデザイン 77ページ

性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、すべての人が利用可能なように、常によりよいものに改良していこうという考え方で、施設や設備などにとどまらず、誰もが生活しやすいような社会システムを含めて広く用いられることもあります。

## わ行

### ◆ワークショップ 8・44・54・65・68・75・77・79・84・85・87ページ

参加型体験型学習会とも訳されます。講演会などでは、テーマに基づいた内容を講師が話すことを受け身で聞くだけですが、ワークショップは、あるテーマについて参加者が積極的に意見や技術を交換しながら討議を重ね、協働で何かを創り出す形式のことをいいます。また、その作業そのものを意味することもあります。



～みんなでつくる、誰もが安心して、  
つながりながら住み続けられるまち～

## 第2期南丹市地域福祉計画

平成25年3月

編集発行 南丹市 市民福祉部 社会福祉課  
〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47番地  
TEL : 0771-68-0007  
FAX : 0771-68-1166